

# 都区協議会運営規程

昭和40年4月21日  
都区協議会決定

## 第1章 総 則

(通 則)

第1条 都区協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第2章 会 長

(会長の選任)

第2条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において互選する。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 補欠による会長の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 会 議

(会議の招集)

第4条 会議は、会長が必要と認めるときにこれを招集する。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、半数以上の委員から会議の目的たる事件を示して請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を開催する日時、場所および協議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する事件については、この限りでない。

(定足数)

第5条 会議は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第210条の16第3項第1号及び第2号の委員の総数並びに第3号の委員の数のそれぞれ半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(主 宰)

第6条 会長は、会議を主宰する。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係ある都または特別区の職員を会議に出席させ、説明を求め、又は、意見を述べさせることができる。

(会議録)

第8条 会長は、協議した事件名、協議の経過の概要及びその結果その他必要な事項を記載した会議録を作成して保存しなければならない。

2 会議録は公開する。ただし、非公開とされた会議の会議録は公開しない。

## 第4章 財 務

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(負担金の額等)

第10条 協議会の運営に要する経費に係る負担金の総額は、会議で決定する。

2 前項の負担金の都及び特別区の負担割合は、それぞれその2分の1とする。

3 都及び各特別区は、負担金の請求を受けたときは、遅滞なく協議会に交付しなければならない。

(予算の内容)

第11条 協議会の予算は、歳入歳出予算及び歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めから成るものとする。

(予算の調整等)

第12条 会長は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に、会議の承認を経なければならない。

2 歳入予算には、第10条の規定により交付される負担金その他一切の収入を計上し、歳出予算には、協議会の事務の執行に要するすべての経費を計上しなければならない。

3 会長は、予算の調整後に生じた事由に基づいて必要と認めるときは、補正予算を調整し、これを会議に提出することができる。

4 会長は、予算が定められたときは、すみやかにその写しを都知事及び特別区の区長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第13条 予算の執行は会長が行う。

2 会長は、予算の執行に関する事務を協議会の事務局の職員に委任することができる。

(出納員)

第14条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納その他の会計事務をつかさどる者（以下「出納員」という。）を命ずるものとする。

(現金の保管)

第15条 出納員は、金融機関への預金その他の確実な方法により現金を保管しなければならない。

(決 算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に決算を調整し、直近の会議に報告しなければならない。

(監査)

第17条 会議において指名する委員は、毎会計年度少なくとも1回以上、期日を定めて出納その他の会計事務を監査し、その結果を会議に報告しなければならない。

## 第5章 補 則

(事務局)

第18条 協議会の事務局を総務局行政部に置く。

- 2 事務局に事務局長及び書記を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて協議会の事務を処理する。
- 4 書記は、事務局長の命を受けて協議会の事務に従事する。

(細目)

第19条 この規定に定めるもののほか、会議の議事その他協議会の運営について必要な事項は、会長が、会議に諮って定める。

## 附 則

昭和40年度予算の承認については、第12条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議において行うものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。